

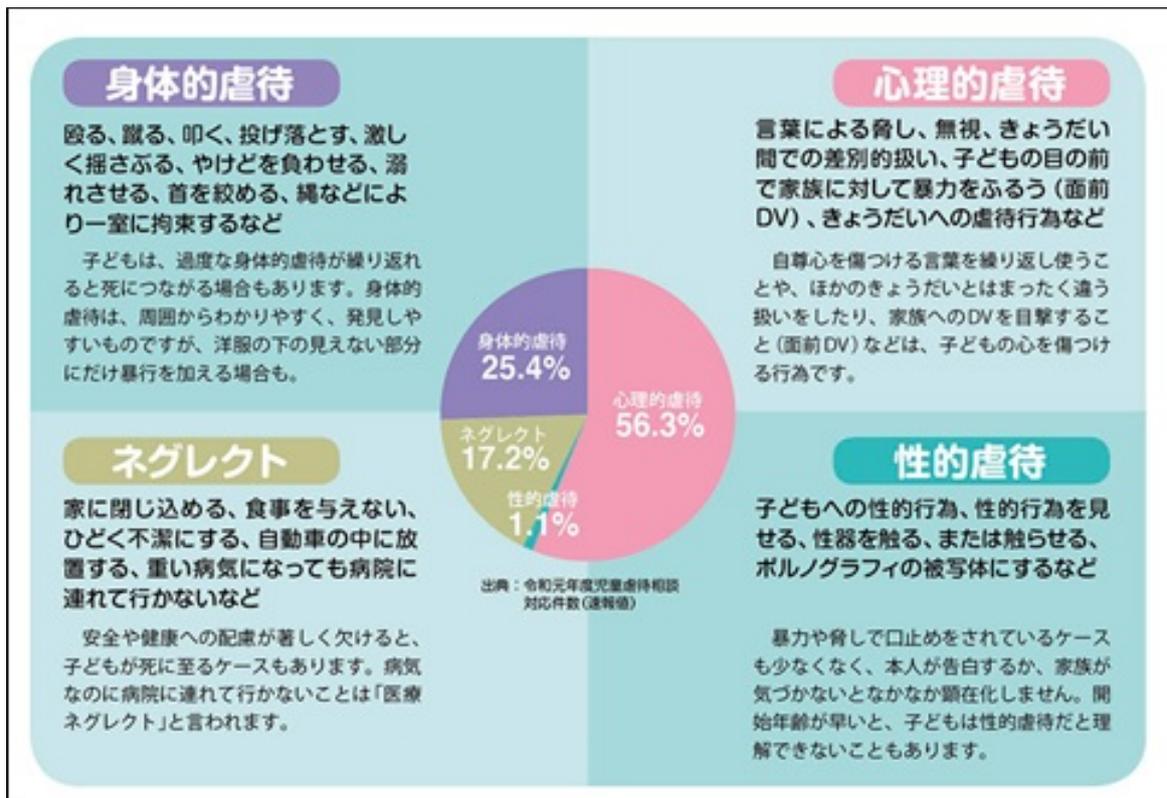
虐待防止のための指針

創栄青葉有限会社
放課後等デイサービス青葉学院中山教室

1. 虐待防止に関する基本的な考え方

利用児の尊厳を保持するため、いかなる時も利用児に対して虐待を行ってはならない。そのための基本的な考え方としてこの指針を定め、職員一人一人が障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念について理解し、虐待を未然に防ぐよう努めることとする。

2. 虐待の定義



3. 虐待防止委員会

(1) 委員長の責務

- ・虐待内容及び原因の解決策の責任者
- ・虐待防止のための保護者との話し合い
- ・虐待防止に関する一連の対応

(2) 虐待防止委員の責務

- ・虐待防止検討委員会の開催
- ・虐待防止のための指針作成と見直し、周知
- ・虐待防止のための研修会の実施

(3) 虐待防止委員会の責務

- ・利用児や職員からの虐待通知の受付
- ・虐待内容と利用児の意向の確認と記録

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- ・年1回以上の研修を実施する（新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施）。
- ・研修の記録（資料、実施概要、出席者等）を保存する。
- ・職員は虐待・不適切な支援を未然に防ぐために以下の取り組みを実施する。
 - (1)事故や苦情の分析と再発防止策の検討、取り組みを実施。
 - (2)提供サービスの点検と虐待に繋がりにくい不適切な支援の改善による支援の質を高めるための取り組み。
 - (3)職員が一体となって権利擁護や虐待防止の意識の醸成と支援等に対する理解を高める研修の実施・教育等の取り組み。
 - (4)指針及びマニュアルの定期的な見直しと周知

5. 虐待発生時の報告・対応に関する基本方針

- (1)虐待の発見及び通報
 - ・利用児や職員から虐待の通報があった場合、本指針に沿って対応する。
 - ・虐待が疑われる場合、速やかに虐待防止委員会と委員長に報告し、市区町村へ通報する。
 - ・緊急性が高い場合は、市区町村及び警察と連携し、被虐待者の安全を優先する。
- (2)虐待に対する職員の責務
 - ・施設内における障害者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
 - ・虐待防止検討委員は施設内において、虐待を受けたと思われる利用児を発見した場合、速やかに関係する所属の管理者へ報告する。また、虐待防止委員会を開催し、速やかに市区町村に通報しなければならない。
 - ・必要に応じて、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

6. 当該指針の閲覧

当指針はいつでも閲覧できるように文書の掲示及びホームページ上で公表する。

7. その他の事項

権利擁護・虐待防止に関する研修には積極的に参加し、サービスの質を維持・向上させる。

2024.4.18 改訂